

英国政府、知的財産と成長に関するハーグリーブス・レビューに対し回答

2011年8月8日

JETRO デュッセルドルフ事務所

英国知的財産庁（UKIPO）は、8月3日、「知的財産と成長に関するハーグリーブス・レビューへの政府の回答（The Government Response to the Hargreaves Review of Intellectual Property and Growth）」と題する文書を公表した。

本文書は、ハーグリーブス教授（カーディフ大学）等によって作成され5月18日に公表された「デジタル機会：知的財産と成長」と題する報告書（通称：ハーグリーブス・レビュー）において示された提言に対して英国政府が回答するものであり、具体的な取組の目標が掲げられている。

今後、英国政府は、次の数カ月でどのような進展をさせるのかについて詳細内容の検討を行い、必要であれば議会での立法を視野に入れて2012年春の白書において計画を設定するとしており、2011～2012年にかけて英国政府における知財の取組がさらに進展することが期待される。

英国政府の回答の概要は次のとおり。

1. 証拠

- ・ UKIPO は、ハーグリーブス・レビューへの回答についての業務を含む、今後数年間の研究プログラムを公表する（2011年夏）。
- ・ UKIPO は、専門家の実務に従い、公開され透明性の高い証拠を構成する要素に関するガイドランスを設定する（2011年秋）。

2. 国際的な優先課題

- ・ 企業のための現実的な利益を伴って欧州特許裁判所および統一特許権を設立する緊急の優先課題を含む、「英国の知的財産の国際戦略」を公表した（8月3日に公表済み）。

3 著作権のライセンス

- ・ 政府は、デジタル著作権取引所が実際に機能する方法を確立するように、準備を進める（2011年末までに進捗を報告）。
- ・ 政府は、国境を越えた著作権のライセンスの枠組みを提案する欧州委員会の取組を歓迎する（2012年春までに進捗を報告）。

4. 孤児著作物

- ・政府は、孤児著作物の計画のための提案を前進させる（2011年秋）。

5. 著作権の例外

- ・政府は、テキストおよびデータマイニングを包含する広範の非商業研究の例外、限定的な個人的複製の例外、パロディと図書館保管を含む著作権の例外制度を実質的に拡張するための提案を前進させる（2011年秋）。

6. 特許の藪とイノベーションの障害

- ・政府は、イノベーションと成長への利益について明白な証拠がない場合には、現在は対象外とされている分野への特許の拡大を認めない（2012年春までに進捗を報告）。
- ・UKIPO は、特許の滞貨の減少のための挑戦的な目標設定を継続する。英国の厳格な品質基準を満たす他の特許庁とのワークシェアリングを通じて、世界的な滞貨が減少する（2012年春までに進捗を報告）。
- ・UKIPO は、技術分野への進出を模索する中小企業にとって特許の藪が特定の問題を引き起こすか否かを含む、特許の藪の規模と拡大に関する調査結果を公表する（2011年11月）。

7. 意匠権

- ・UKIPO は、英国における意匠登録の相対的なレベルと英国の競争力に対する影響に関する研究結果を公表する（2011年夏）。
- ・UKIPO は、ハーグリース・レビューが仮定した意匠権とイノベーションの関係について、この研究が十分な評価を提供しているか否かを検討する（2011年末）。
- ・UKIPO は、特に EU の権利と共に英国の無登録意匠権の必要性の有無など、意匠権制度の簡素化のための課題の評価を公表する（2011年末）。
- ・見込まれている意匠権のデジタル著作権取引所への包含を、当初から取引所における業務の中へ組み込む（デジタル著作権取引所の予定と関連）。

8. 権利行使

- ・政府と公的権利行使機関は、新しい適法なデジタル市場を発展させる努力を支援し、組織的な知財犯罪に立ち向かい、高品質の証拠の入手を強化することに重点を置いて、産業界と共に取り組む（実施中）。
- ・政府は、政府間知財犯罪戦略に関する進捗の年報を提出する（2012年夏）。
- ・政府は、5000ポンド以下の訴訟のために州特許裁判所（PCC: Patent County Court）において少額訴訟の手続きを導入する（2011年秋）。
- ・政府は、州特許裁判所（PCC）を州知的財産裁判所（Intellectual Property County Court）に改名することを検討する（2011年秋）。

9. 中小企業

・ UKIPO は、総合的な知財の法律および商業アドバイスの低価格提供者へのアクセスを含む、より小規模な企業に対する知財システムへのアクセス性を改善するための計画を設定する（2011 年下旬）。

10. 変化に対応した知的財産制度

・ 政府は、イノベーションと成長への強化された重点、公衆に利用可能な証拠に対するより大きな注目、政府の知財政策の監督に加えて競争力のある市場を促進するための拡張された能力を含む UKIPO のための将来的な役割に対する選択肢を研究し、提案を前進させる（2011 年 12 月/2012 年 1 月）

－ 英国政府の回答の本文は、以下参照 －

[The Government Response to the Hargreaves Review of Intellectual Property and Growth \(PDF\)](#)

－ UKIPO のプレスリリースは、以下参照 －

[Government response to the Hargreaves Review](#)

－ ハーグリーブス・レビューに関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

[英国知的財産庁、「知的財産と成長」と題する報告書を公表（2011 年 5 月 21 日）\(PDF\)](#)

(以上)